

内藤議員 2 月定例会一般質問

令和 3 年 3 月 3 日

昨年を振り返りますと、1 月中旬に国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されて以来、感染は拡大の一途を辿り、4 月には国の非常事態宣言が出され、人々の移動に大きな制限が課せられました。地域のお祭りやイベント、伝統行事や会議・会合の中止、日常生活においてはマスクの着用など、これまでにない自粛が求められる日々が続いてきました。島根県は、これまで感染拡大防止と医療態勢の保持のために、医療機関や介護施設をはじめ、さまざまな対策を講じてきました。県民の皆様のご理解とご協力をいただき、結果として、コロナ感染の拡大防止や死者が出ていないのは島根県だけであり、改めて、県や医療機関をはじめ、関係の皆様のご努力に対しまして深甚なる敬意を表すところであります。また、経済対策について、先達ての丸山知事の政府に対しての直言や要望活動は、島根を思う気持ちから出た行動であり、改めて敬意を表します。

それでは、通告しております一般質問にはいります。知事を始め執行部の前向きなご答弁を期待いたします。

①島根県のエネルギー政策について

菅首相は、昨年の 10 月 26 日に召集された臨時国会で所信表明演説を行い、その中で温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロとする目標を宣言しました。

これまでの日本の温暖化対策目標は、まず 2030 年の温室効果ガス排出量を 2013 年比で 26%削減し、さらに 2050 年までに 80%を削減、そして今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すというものでしたが、「実質ゼロ」を掲げたのは今回が初めてのことであります。

目標達成に向けては、次世代型太陽電池やカーボンリサイクルなどの実用化に向けた研究や技術開発の促進を図るため、国と地方で検討を行う新たな場を創設する。そして積極的に温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革を促し、大きな成長につなげるという方針であります。

この基本的な方針のもと、具体的な計画として、各電源については「再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を推進し、安定的なエネルギー供給を確立すること」とし、世界的に廃止の動きが広がる石炭火力については「これまでの政策を抜本的に転換する」という内容であります。それを受け現在、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく長期戦略」の見直しが進んでいるのが現状であります。

また菅首相の表明を受け、150以上の日本企業が加盟する日本気候リーダーズ・パートナーシップ（通称JCLP）は、エネルギー基本計画の電源構成目標について、2030年に再生可能エネルギー比率50%を掲げることや、石炭火力からのフェードアウトを発表し、また自然エネルギー財団は、脱炭素化に向けて2030年に2013年度比26%削減というこれまでの目標を、2010年比45%削減へと引き上げ、全ての石炭火力のフェードアウトが必要という声明を発表しています。

首相のカーボンニュートラル宣言の背景にあるのは、気候変動問題に対する世界の取組や環境問題の潮流であります。2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めで合意された所謂パリ協定は、2020年始動であり、現在197の国と地域で採択されています。協定の内容は、世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べて世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。そのため、できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をゼロにしようという取り決めであります。地球規模で人類共通の課題

として取り組まなくてはならないテーマであり、菅首相も、地球温暖化対策の世界のトレンドに乗り遅れることなく、そして原発のおかれた状況や、エネルギー資源を国外に頼らなくてはならない現状を鑑みたとき、グリーン成長戦略に取り組むことこそが日本の国是と考えられたことと推察します。菅首相の宣言後、昨年11月19日には衆議院本会議、翌20日には、参議院本会議においても「気候非常事態宣言決議」が採択されています。長くなるので決議文については割愛しますが、これを受けて、12月8日には、総合経済対策で、2050年までのカーボンニュートラル目標に向け、①電化と電力のグリーン化②水素社会の実現③CO₂カーボンリサイクルが閣議決定され、12月25日には、カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が発表されたところであります。

このように、国のエネルギー政策には大きな変化が見られる中、地方自治体においても2月2日現在で、島根県を含む28都道府県224自治体が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明するに至っています。

島根県では昨年11月18日、丸山知事は県議会本会議において、「2050年温室効果ガス排出ゼロ」を長期的な目標に掲げ取組を推進すると表明されました。目下、県では、2030年までを計画期間とする島根県環境総合計画と、2025年までを計画期間とする島根県再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画の案が示されているところであります。

現在、国のエネルギー基本計画におけるエネルギーミックスでは、2030年目標として、再生可能エネルギーの割合は22%から24%、このうち太陽光は7%程度としています。

質問1

現在の島根県内における再生可能エネルギーの発電量と、県内の電力消費量に対する割合の状況について伺います。(地域振興部長)

2012年から始まった固定価格買取制度の導入により、太陽光・風力発電は急速な伸びを見せてきましたが、最近では、特に太陽光発電の買取価格が大幅に下落しています。

質問 2

このような状況変化がみられますが、今後の再生可能エネルギーの役割としては、単に売電するだけでなく、近年多発する災害などに備えた非常時電源としての役割も重要になってくると考えます。そういった中で、近年導入の進んだ太陽光発電の課題や今後の見通しについて伺います。(地域振興部長)

県の再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画では、実需者である県民の役割・事業者の役割、また一方で、県の責務として実需者に対し普及啓発や導入に向けて取り組むことが明記してあります。

質問 3

特に省エネルギーの推進にあたっては、家庭や事業所においてできることはたくさんあり県民の協力は欠くことができないものでありますが、アンケート調査の結果によると、取組の内容に差があるようです。今後、省エネを推進していく上では、もう少し具体的に、パンフレットや新聞等のメディアを活用し意識啓発をしていく必要があると思いますが所見を伺います。(環境生活部長)

省エネルギーの推進については、実需者に対し幅広く意識啓発や問いかけ、また省エネ技術が組み込まれている設備や製品の導入が期待されています。国が考えているのは、産業・運輸・業務・家庭とそれぞれの分野でどのようにしたら

エネルギーの効率化が図れるかということでもあります。一方で、化石燃料からのエネルギー変化が予見できる今、近い将来、社会実装として水素バス・水素自動車、燃料電池を使用した運搬車両等の実用化に向けての動きがあります。

質問4

省エネやそれに伴う設備等の変化に向けては、一層の対応が求められていくと思われませんが、どのように取り組むお考えでしょうか。所見を伺います。(環境生活部長)

政府が発表したグリーン成長戦略の主な内容は、電力部門は脱炭素化を図り、再エネは最大限導入しつつも究極のエネルギーとされる水素発電は最大限追求し、水素産業を創出する。電力部門以外は、電化が中心。電化・水素化・蓄電池を活用し、水素産業、自動車・蓄電池産業、運輸関連産業、住宅産業を成長分野に展開するという概要であります。

特に、注目すべきは次世代の新エネルギーとなる水素の活用にあります。

水素は、2つの特徴を持ち、1つは様々な原料や資源から製造できる点、2つ目には、エネルギーとして利用してもCO₂が排出されない点にあります。

水素エネルギーを活用する動きとして、国は2017年12月に「水素基本戦略」、2019年3月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定しており、それを受けて多くの都道府県においても水素利活用に向けて産官学の出組が始められているのが現状であります。例えば、山梨県においては、水素産業の集積を図り、水素バレーを地域づくりにしていくことを目指して産官学の出組があります。隣の山口県でもエリア別の水素エネルギー利活用計画を立て既に取組を始めています。

水素エネルギーについてのエピソードですが、島根県も縁があります。岩谷産業の創業者でありプロパンガスの父と言われる岩谷直治氏は、大田市出身であり、岩谷産業は1930年に創業後、1941年に工業生産の過程で副次的に派生して出る水素ガスに注目し、1958年からは水素ガスの販売事業を手掛け、現在では国内の水素供給市場の60%のシェアを誇る会社であります。数年前、地元大田市立長久小学校で水素自動車の試乗会を実施する等水素エネルギーの普及啓発に取り組んでいます。

島根県の再エネの基本計画では、水素について、将来の2次エネルギーでは、電気、熱に加え、水素が中心的役割を担うことが期待されることから、国の動向を注視しつつ導入の可能性を探りますと記載してあります。技術開発が進んでいない今は、その通りかもしれませんが、国際的な地球温暖化対策や国の方針が発表され、各県の取組事例を参照したとき、島根県がエネルギー変化に取り残されることがないように将来に向けて、もう少し積極的な取組が必要ではないかと考えます。多くの科学者は、今後10年間の取組が将来の温暖化の動向を大きく左右し、地球の環境と人類社会の姿を決めると指摘しています。

質問5

このように、国内国外のカーボンニュートラルを巡る状況に変化があるなか、島根県のエネルギー政策において、時代の変化に対応すべく、水素エネルギーについての県の姿勢を明らかにし、利活用に向けた構想づくりに着手するなど積極的な姿勢が必要ではないかと思えます。そのためには、先ず、産官学でコンソーシアムを設立したり、水素エネルギーの普及啓発に向けたシンポジウムや体験型イベントを開催するなど、将来のエネルギー変化を見据えた具体的な取組が必要と思えますが所見を伺います。(地域振興部長)

国は、将来のエネルギー対応として、化石燃料からの脱却を図り、できるだけCO₂を排出しない方針であり、石炭火力についてはフェードアウトしていくという考え方のもと、全国で稼働している石炭を燃料とする火力発電所のうち、旧式である発電効率の悪い発電所は廃止の方向性を打ち出しました。三隅にある石炭火力発電所は、高効率の発電所の位置づけがなされていますが、国においては、休廃止の対象となる発電所についての議論が継続中と伺っております。県におかれましては、国の動向を注視されるとともに、必要に応じて中国電力から、国の考え方に対する見解や今後の方針について報告を受けることも必要ではないでしょうか。

②関係人口の拡大に向けて

次に、「島根を創る人づくり」について質問をします。

島根創生計画では、新しい人の流れづくりについては、「島根の人や暮らしなどの魅力を県内外や海外に分かりやすく発信し、島根に関心を持つ人をふやします。」としてあります。

情報発信については、多様化した社会の中で、どのようなメディアを利用すれば効果的なのかは難しいことかもしれません。

質問6 (県内での情報発信)

県内での情報発信については、今年度に入り、新聞やテレビ等でどちらかと言えば、若い方をターゲットとしたイメージ発信を目にすることがあります。斬新的と受け止めていますが、狙いとするところを伺います。また、反響や効果についてはどのようなものが寄せられたりしているのか併せて伺います。(政策企画局長)

質問7 (県外・国外に向けての情報発信)

島根に関心を持ってもらう人を増やすために、県外や国外に向けては、いろいろな手法を用いて情報発信をされていると思います。最近では、民間においても、インターネットを使い、ユーチューブやフェイスブック等を活用した好事例があります。県が、県外や国外に向けて実施している情報発信の内容やそれに対しての反応や反響、またどのような効果があったのか、課題についても伺います。(政策企画局長)

質問8

併せて、I ターンの促進については、「特に首都圏での取組について強化します」とあります。具体的にはどのように取組を強化されるのか、情報発信の方法がポイントであると思いますが取組の内容について伺います。(地域振興部長)

島根県は2008年10月より、「リメンバーしまね」という島根県の応援団を募る事業を展開されています。現在の団員数は2万3千人余りとなっています。創設の経緯を調べてみますと、当時、日本一知名度の低い島根県を応援するためにサイトを立ち上げたということでもあります。

島根創生計画や総合戦略アクションプランに、具体的な事業名の記載はありませんが、内容について触れてあり、施策の主なKPIには記載があります。

質問9

改めて、この「リメンバーしまね」の事業の内容と成果について伺います。また、昨年、団員を対象に実施されたアンケート調査の結果の概要について伺います。(政策企画局長)

質問 10

また、広島を中心に「しまねカード」が2002年から発行されています。この「しまねカード」の発行状況と活用状況について伺います。(商工労働部長)

関係人口の拡大について、県の方針では、都市部にいながら何らかの形で島根と関わりたいと希望する人々を掘り起こし、県内での活動の場を提供して、地域活性化への貢献や将来の移住につなげたいという方針であります。そもそも、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光等で訪れた交流人口でもない、都市部にいながら、地域や地域の人々と多様にかかわりたいと希望する人々のことを指し、いわば、定住人口と交流人口の間にある概念として位置づけられています。具体的には、都市部にいながら副業や兼業、地域でのイベント参加やふるさと納税など、地域への多様な関わりを持つ層を指します。

人口減少社会にあって、国や地方も地方創生に懸命に取り組んでいますが、未だに首都圏への人口流入は続き、地方の人口減少に歯止めはかかっていません。1月末の総務省調査では、2020年の人口移動について、東京圏では、転入者が転出者を9万9千人余上回る転入超過となり、39道府県が転出超過となったことを公表しています。これまで地方への移住政策には、地域おこし協力隊や、2地域居住など様々な取組がなされてきましたが、新たに関係人口という枠組みをつくり、地方の活性化を図っていく一つの切り口として取り組む方策であります。

質問 11

島根県では、これまで田舎暮らしを体験する「しまね田舎ツーリズム」や地域への関わり方を考える「しまねアカデミー」等を進められていますが、改め

て、その事業の成果や課題について伺います。(地域振興部長)

質問 12

また、関連していますが、関係人口の創出・拡大に向けては具体的にどのような方策で取り組むお考えなのでしょうか、取組内容について伺います。(地域振興部長)

関係人口の創出に向けて、関連するふるさと納税について質問します。

ふるさと納税制度は、平成 20 年度税制改正において導入された制度であり、自分の出身地域や応援したい自治体に寄付ができるようになりました。県内の市町村もそれぞれ工夫しながら取組がなされていますが、制度としては、島根県に対してもふるさと納税ができる仕組みであります。県の受入額については、27 年度の 4800 万余をピークとし 3000 万円前後で推移しているのが状況であります。県全体の受入額としては、令和元年度では約 40 億円で、全国的には 33 位という位置であり、県単独としては 2500 万円余で 31 位という状況であります。全国の状況では、北海道が 660 億円余で断トツですが、鹿児島県が 311 億円余、佐賀県が 266 億余となっています。受入額について人口比があることや、県内市町村への配慮については理解しますが、効果的な情報発信をすれば今以上の受入額の増大が図れるのではないかと思います。

質問 13

財政状況の厳しい県であります。もっと積極的にふるさと納税の受け入れについて増額を目指し、農林漁業製品の生産や販売を支援する上で、返礼品としての活用拡大に向けて取り組むことは効果的であると考えます。返礼品の活用

が産業振興につながる側面を踏まえ、県としてふるさと納税に対してどのような考えで取組をされているのか伺います。(政策企画局長)

2016年度に内閣府の主導により、ふるさと納税制度の税制改正がなされ、それまでは、個人でしか利用できなかった制度が、法人も利用できるようになりました。この企業版ふるさと納税の正式名称は「地方創生応援税制」と言い、まちひとしごと総合戦略の中に位置づけられています。企業側のメリットとしては、2020年4月の改正により、税額控除部分が最大3割から6割に引き上げられたため、企業の実質負担が1割になるという特典であります。この制度を利用するには、条件が2点あり、1つは、自治体のプロジェクトに対する寄付であること。2つ目は、自治体のプロジェクトが内閣府に企業版ふるさと納税の対象として認定されていることであります。

質問 14

この企業版ふるさと納税について、県自体も含めて、島根県内の自治体の利用状況について伺います。今後、企業版ふるさと納税の活用に向けて PR するなど周知を図り、もう少し積極的な展開を試みては如何でしょうか、所見を伺います。(政策企画局長)

私は、関係人口の増大や、ふるさと納税額の増大を図ることを目的として、「ふるさと島根県民制度」の創設は如何かと提案致します。

県が主体となってふるさと県民制度を導入している県は、全国的にはまだ少なく茨城県や兵庫県に見られます。その概要は、会員登録していただいた方に県民証を発行し、その方が来県されて県内で宿泊や飲食をした場合の割引や県内

施設の割引など特典を設けサービスを提供しています。他には、スマホやネットを利用して県内の情報発信をし、日頃から関心を持ってもらうことで、関係人口の拡大につなげています。アフターコロナを見据え、多大な影響を受けている県内の宿泊飲食業界の活性化を促進する上からも、有効ではないかと考えます。

質問 15

島根県では既に、「リメンバーしまね」事業や「しまねカード」発行などにより、関係人口の拡大に取り組んでおられます。この事業を更に発展させる意味で、島根県においても「ふるさと県民制度」に是非取り組んでいただき、ふるさと納税や関係人口の拡大に取り組んでいただきたいと思います所思を伺います。(知事)

③地域公共交通への支援について

最後に、地域公共交通への支援について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大により、県民の日常生活や経済活動は、多大な影響を受けています。人の移動自粛に伴い、特に影響を受けているのが、飲食・宿泊、交通などの観光関連業種であります。県も、これまで国の地方創生臨時交付金を財源として、感染拡大防止と経済対策を講じてきていますが、先行きが見通せない中、経営や雇用の維持に心配が尽きない事業者が多数おられるのが現実ではないかと察しています。

質問 16

特に、コロナが県民の生活にとって欠かせない地域公共交通にどのような影響を及ぼしているのか伺います。(地域振興部長)

質問 17

9月議会において、利用者が著しく減少している公共交通事業者に対して、運行継続に必要な支援策として、総額6億3千万円余を計上し、既に該当事業者に配分がなされ対応策は講じてはありますが、今尚厳しい状況が続く中、コロナ禍による営業不振は、それで賄いきれているのかどうか、現状について伺います。(地域振興部長)

昨年11月17日、中国地方知事会共同アピールとして、生活交通の維持・確保に向け、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して、特別交付税の財政支援の要望をされています。タクシーについては、バリアフリー新法では、公共交通事業者としてみなされています。住民にとって生活していく上では、重要な交通手段であることには変わりありません。

質問 18

タクシー業界も、大変厳しい状況下にあると推察いたします。乗合タクシーについては助成があるものの、一般のタクシーについては、具体的な支援策がないのが現状であります。コロナ禍により、多くの県では、支援している例が見られますが、島根県として、地方創生臨時交付金を財源として支援するお考えはないか伺います。(知事)

以上で、登壇しての質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

再質問

水素エネルギーの利活用に向けた構想づくりについて再質問します。

答弁については～・・・・・・・・であった。

昨年6月に、水素エネルギーの普及促進に関する施策等の全国都道府県調査がなされています。調査項目は12点ありますが、その内4点について、披瀝します。

①水素ステーションの設置状況についてです。全国で、167か所の設置があり、設置が見られない県は9県、中国地方でないのは島根県だけであります。

②水素社会の実現やFCVの普及促進に関する計画・ビジョン・構想等の有無については、未だ計画等がないのは島根県を含め14県であります。

③水素社会の実現や普及促進に関する協議会等の設定の有無については、島根県を含め15県です。

④水素エネルギーの普及啓発に向けて、全く取り組んでいない県は、島根県を含め6県であります。かいつまんだ紹介でありましたが、

このように、水素エネルギーの普及啓発への取り組みについて島根県は、全国的に見ても随分遅れを取っています。

水素エネルギーの普及にはもう少し時間はかかるものの、水素自動車のコマーシャル等を目にしますと、利活用社会はそこまでやっています。せめて、水素エネルギーの利活用に向けた構想づくりは、予算の兼ね合いもあるかもしれませんが積極的な取り組みが求められていると思いますが、所見を伺います。